

随意契約等見直し計画

平成22年5月
独立行政法人水産総合研究センター

1. 随意契約等の見直し計画

(1) 随意契約の見直し

平成20年度において、締結した随意契約等について点検・見直しを行い、以下のとおり、新たな随意契約等の見直し計画を策定する。

今後、随意契約については、事業所敷地の借り上げ等、現下では、やむを得ないと考えられるものを除き、速やかに一般競争入札等に移行することとした。

なお、この他、国の公募型委託試験研究プロジェクト等の取扱いについては、農林水産省において政府全体の研究開発法人の在り方を踏まえて検討することとしているため、下記の表の競争性のない随意契約に記載していない。

国等の企画競争や競争的資金の公募に際し、共同研究グループの中核機関として応募し、外部専門家等の審査の上に採択された後、当該研究グループに所属する機関に対して再委託したもの。 222件、1,042,572千円

また、精査した結果、調査対象でないと判明した行政財産の使用許可に伴う財産使用料（15件、132,326千円）も下記の表中に記載していない。

	平成20年度実績		見直し後	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
競争性のある契約	(87.8%) 545	(97.5%) 13,893,373	(92.1%) 572	(98.1%) 13,972,695
一般競争入札	(63.9%) 397	(67.8%) 9,665,067	(79.7%) 495	(95.2%) 13,560,619
企画競争、公募等	(23.8%) 148	(29.7%) 4,228,306	(12.3%) 77	(2.9%) 412,076
競争性のない随意契約	(12.2%) 76	(2.5%) 357,113	(7.9%) 49	(1.9%) 277,792
合 計	(100%) 621	(100%) 14,250,486	(100%) 621	(100%) 14,250,486

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの。

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(注3) 見直し後の競争性のない随意契約には、平成20年度に事業が終了した事案（26件、88,194千円）を含む。

(2) 一者応札・一者応募の見直し

平成20年度において、競争性のある契約のうち一者応札・一者応募となった契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、契約の条件、契約手続き等を見直す必要があるものが見受けられた。

今後の調達については、競争性のない随意契約の削減に加え、これら結果に留意、改善しつつ、契約手続きを進めることにより、一層の競争性の確保に努める。

(平成20年度実績)

実績	件数	金額(千円)
競争性のある契約	545	13,893,373
うち一者応札・一者応募	(52.1%) 284	(71.5%) 9,932,827

(注) 上段 () は競争性のある契約に対する割合を示す。

(一者応札・一者応募案件の見直し状況)

見直し方法等	件数	金額(千円)
契約方式を変更せず、条件等の見直しを実施(注1)	(66.5%) 189	(60.0%) 5,954,736
仕様書の変更	189	5,954,736
参加条件の変更	3	8,660
公告期間の見直し	189	5,954,736
その他	189	5,954,736
契約方式の見直し(総合評価落札方式を含む一般競争入札へ移行)	(31.0%) 88	(38.7%) 3,846,930
その他の見直し	(2.1%) 6	(1.3%) 129,272
点検の結果、指摘事項がなかったもの	(0.4%) 1	(0.0%) 1,890

(注1) 内訳については、重複して見直しの可能性があるため一致しない場合がある。

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(注3) 上段 () は平成20年度の一者応札・一者応募となった案件に対する割合を示す。

2. 随意契約等見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み
- (1) 契約監視委員会等による定期的な契約の点検の実施
契約監視委員会等により、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募になった案件を中心に点検を実施。
- (2) 随意契約等の見直し
- ① 一般競争入札へ移行
外国雑誌の調達は供給元が一に特定される出版物を除き、一般競争入札へ移行する。
- ② 契約価格の妥当性の検証
土地賃貸借契約等の契約更新に当たっては、近隣における土地借料等との比較等を通じた契約価格の妥当性について、引き続き検証する。
- ③ 競争的資金の場合を除き、外部の研究機関と共同で実施する研究計画において、同機関と行う契約は企画競争に移行する。
- ④ 予定価格調書の作成
国等から受託した研究の一部再委託契約について、契約価格の妥当性について検証するため予定価格調書を作成する。
- ⑤ 業務内容の周知徹底
落札後の契約の辞退による随意契約を生じないように、入札内容の周知徹底を図り、必要に応じ入札者の能力を確認する。
- (3) 一者応札・一者応募の見直し
一者応札・一者応募の原因を究明して、その原因に応じた対応をとることが重要である。このため、広く関係者からアンケートをとる、ホームページ上に入札等の改善意見を聴取する窓口を設ける等の措置を講ずるとともに、併せて、可能な限り、競争が促進される契約に移行する。
- ① 一般競争入札への移行
特殊な器具、機材の調達契約であり、現在、公募により行っているものについても、競争の可能性のあるものについては、調達内容の周知を図り、一般競争入札に移行する。

また、保守、点検、修理に係る契約についても、同様に競争の可能性のあるものについては、調達内容の周知を図り、一般競争入札に移行する。

② 総合評価方式の導入拡大

ア 一般漁船の用船契約については全ての契約に総合評価落札方式による一般競争入札を導入することとし、総合評価方式のガイドラインを作成する。

イ 一般漁船の用船契約について、総合評価落札方式による一般競争への移行を支援するための業務マニュアルを作成し、仕様書の作成や予定価格の設定等の各種入札手順を具体的に示す。

(平成23年3月を目途に作成予定)

(4) その他

① 公告・公示期間の延長

原則、公告・公示期間を10営業日に延長するとともに、仕様内容によっては、その内容に応じて十分な公告・公示期間に延長する。

② 情報開示の促進

広く契約情報が伝わるよう中小企業庁の官公需情報ポータルサイトにリンクするとともに、仕様内容を国民にわかりやすい、より適切な表現に改める等の積極的な情報開示を行う。